

【1994年6月21日】健康保険法等の一部を改正する法律案の国会修正
衆議院

健康保険法等の一部を改正する法律案の国会修正
(衆議院において修正)

修正内容(改正法案の附則。一部は厚生大臣告示事項)

1. 入院時の食事の負担について、平成8年9月末までの2年間の経過措置を設ける。
2. 低所得者の長期入院の患者に係る食事負担について、軽減措置を講じる。
3. 施行後三年を目途とした給付と費用負担の在り方等に関する検討の規定を設ける。

入院時の食事に係る標準負担額

		政府提出案 平成6年 10月～	国会修正による 経過措置 平成6年10月 ～8年9月
一 般		800円	600円
低所得者 (市町村民税非課税 世帯等)	3か月目までの入院	660円	450円
	4か月目以降の入院		300円
低所得者世帯の老齢福祉年金受給者		300円	200円

注1) 法律案には一般の場合の経過措置の金額(600円)を規定。他は告示事項。

- 2) 平成8年10月から法律の本則に戻る(その際、低所得者の4か月目以降の入院については、500円に引き上げる。)

施行後三年を目途とした検討規定(改正法案附則第66条)

『医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。』